

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年12月から62年2月まで

私は、昭和61年12月に会社を退職し、62年3月に結婚した。国民年金の加入手続について、時期はよく覚えていないが、市役所で行った。領収書が残っていないので、いつ頃国民年金保険料を納付したかはっきり覚えていないが、納付期限が迫っていたことに気付いて、夫が運転する車に乗って、自宅から1時間かかる社会保険事務所（当時）へ行き、3か月分の保険料として2万5,000円ぐらいをまとめて納付したことを覚えているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年12月10日に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるところ、申立人は、社会保険事務所で保険料を納付したことを鮮明に記憶しており、申立人が、その当時、社会保険事務所で保険料を納付するとすれば、申立期間の保険料のみであることを踏まえると、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間は3か月と短期間であり、納付したとする金額も申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月10日に、資格喪失日を30年6月7日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月10日から30年6月7日まで

船員保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間に乗っていた船舶Bの船舶所有者のA社は、船員保険適用船舶所有者として記録が無いとの回答であったが、私の船員手帳には、当該期間に同船舶に乗船した記録がある上、給与から保険料が控除されていた記憶もあるので、当該期間に私の船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によると、申立人は、申立期間において、A社が所有する船舶BにC業務員として乗船していたことが確認できる。

また、年金事務所は、申立人の船員保険加入記録の照会に対し、「A社は、船員保険適用船舶所有者として記録が無い。」と回答しているが、D県E市に在ったA社F出張所が、申立期間において、同適用船舶所有者であったことが確認できる船員保険被保険者名簿が存在する上、当該被保険者名簿には、申立人が船舶Bに乗船していた同僚として名前を挙げた6人全員の船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記6人の同僚のうち、供述の得られた3人のうち2人は、「当時、船舶Bに乗り組んでいた船員は、全員、船員保険被保険者証をもらっていたと思う。」と供述しており、A社が所有する他の船舶から同船舶にG業務員として乗船した者も、「私を除く同船舶に乗船していた船員は、船員保険に加入することを条件として雇用されていたので、全員船員保険に加入していた。」としている上、申立人及び同僚が記憶している同船舶の船員数と、同社の申立期

間における船員保険被保険者数がおおむね一致していることが確認できる。

加えて、前述の供述が得られた同僚の一人は、「私が船舶Bに乗り組んだ期間とA社における船員保険被保険者期間は相違していないと思う。」と供述している上、別の同僚が記憶している自身の同船舶の乗船時期及び下船時期は、船員保険被保険者記録とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳に記載された給料及び手当の合算額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、当時の事業主及び船長は死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年4月1日、資格喪失日は51年5月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年4月から同年8月までは2万2,000円、同年9月から45年8月までは2万6,000円、同年9月から46年9月までは3万6,000円、同年10月から47年9月までは3万9,000円、同年10月から48年8月までは4万8,000円、同年9月から49年8月までは6万円、同年9月から50年9月までは8万円、同年10月から51年4月までは9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から51年5月16日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に正社員として入社し、その後、同社が経営不振のため、希望退職者を募っていたことから51年5月15日に同社を退職した。

年金事務所において、A社に係る私の年金記録は確認できないとの回答であったが、正社員として同社で7年間電気配線等の仕事をしており、年金記録が確認できないことに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる。

また、申立人は、「A社C工場で働いていた。」と主張しているところ、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和44年4月1日、資格喪失日は51年5月16日）が確認できる。

さらに、B社の総務部社会保険担当者は、「申立人は正社員である。当社は正社員については、入社と同時に厚生年金保険、健康保険、及び雇用保険に加

入させており、申立人についても、申立てどおりの届出を行って、給与から保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に対して保険料を納付していた。」と回答している上、同社から提出された昭和44年4月10日発行の社内報には申立人を含む同年4月に入社した全ての新入社員153人が紹介されており、同社内報により、申立人と同姓の者はいないことが確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51年5月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、昭和44年4月から同年8月までは2万2,000円、同年9月から45年8月までは2万6,000円、同年9月から46年9月までは3万6,000円、同年10月から47年9月までは3万9,000円、同年10月から48年8月までは4万8,000円、同年9月から49年8月までは6万円、同年9月から50年9月までは8万円、同年10月から51年4月までは9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年8月1日まで

私は、A社に、昭和40年3月1日から同年7月31日まで勤務していたにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、調べて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び当該同僚のA社に係る厚生年金保険の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立人と同職種であった二人の同僚には、同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、複数の同僚が供述する当時のA社の従業員数と、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる申立期間当時の同社の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致していることから、同社は、申立期間当時、従業員のほぼ全てについて厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、申立人から提出された支給年の記載の無い3月分及び4月分の給与明細書によると、報酬額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該給与明細書に記載されている所得税額を基に推認できる適用期間は申立期間とは一致せず、記載されている氏名も旧姓であるものの、上記同僚の供述から、前述の推認できる適用期間には申立人のA社における勤務実態が無いと認められることから、当該給与明細書の支給時期は申立期間以外には考え難い上、「申立期間において、申立人は旧姓と呼ばれていた。」という

同僚の供述から判断すると、当該給与明細書は、申立期間のものであることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書に記載された報酬額及び厚生年金保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係るA社の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 香川国民年金 事案 457

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から同年 8 月までの期間、40 年 1 月から 47 年 3 月までの期間及び 61 年 7 月から平成 11 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から同年 8 月まで  
② 昭和 40 年 1 月から 47 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 7 月から平成 11 年 6 月まで

私は、昭和 40 年に A 県から B 市へ転居し、同市 C 町 D の自治会（以下「自治会」という。）の常会場で集金係を通じて、毎月、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

申立期間における年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②のうち、B 市に転居する前の申立期間①及び昭和 40 年 1 月から同年 11 月までの期間について、改製原附票から、申立人は E 市（現在は、F 市）に住民登録されていたことが確認できるところ、申立人は、同市において国民年金保険料を納付した記憶が無い上、「B 市に戻ってから、過去の分の保険料を納付したことは無い。」としており、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。
- 2 申立期間②のうち、B 市に転居後の昭和 40 年 12 月から 47 年 3 月までの期間について、改製原附票から、申立人及びその夫は 40 年 12 月 1 日付けで同市に転入していることが確認できるところ、申立人は、「はっきりとは覚えていないが、私と夫の国民年金の加入手続は、住民票の転入届などの一連の手続と同時にいったと思う。」と主張しているが、国民年金受付処理簿から、夫の国民年金手帳記号番号は 43 年 1 月頃に払い出されているものと推認される上、申立人の国民年金被保険者台帳は 48 年 6 月 11 日に G 社会保険事務所（当時）から H 社会保険事務所（当時）に移管されていることが確認できることから、同市への転入時に、申立人及びその夫の国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付について、「毎月、自治会の常会の場で集金係を通じて納付した。」と主張しているものの、当該自治会は、当該期間に係る集金関係資料を保管しておらず、当該自治会の加入者からも申立人の保険料の集金状況に関する供述を得ることができず、申立人の当該期間における納付状況を確認することができない。

- 3 申立期間③について、自治会から提出された自治会集金帳によると、当該自治会において、当該期間に係る申立人の国民年金保険料を集金していない記録となっていることが確認でき、自治会の常会の場において集金係を通じて保険料を納付したとする申立人の主張と符合しない。
- 4 申立人は、申立人の夫への事情の聴取を希望していないことから、夫から国民年金の加入状況及び申立期間①、②及び③における国民年金保険料の納付状況を確認することができない。
- 5 このほか、申立期間①、②及び③は合計 245 か月と長期間に及んでおり、この間、事務処理誤りが繰り返し行われたとは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月、平成2年4月、同年6月から同年12月までの期間及び13年10月から14年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月  
② 平成2年4月  
③ 平成2年6月から同年12月まで  
④ 平成13年10月から14年6月まで

A社会保険事務所（当時）から私に国民年金保険料の納付督促の電話があったので、平成16年8月の台風が来ていた日に、母と一緒に同社会保険事務所に出向き、国民年金の窓口で過去の未納保険料を全て一括で納付した。時効の説明は無く、それまでの未納保険料を全て納付できると言われたことをはっきりと覚えている。納付金額は、45万円から50万円ぐらいで、それまでの納付書を計算してお金を事前に準備していた。資金については、二つの預金口座から引き出した約5万円と手持ちの約5万円を合わせて約10万円を自分で用意し、母から40万円借りた。持参した納付書は期間が古いせいか使用されず、手書きで、カーボンの色が茶色とモスグリーンを混ぜたような変わった色をした、縦長の領収証を何枚か受け取った。窓口で対応した若い男性職員は何回も保険料額の計算を間違えるなど、同社会保険事務所の対応に不信感を持ったことを鮮明に覚えている。

間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付したので、年金記録を訂正してもらわないと納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成16年8月に申立期間を含むそれまでの未納期間の国民年金保険料を一括で納付した。」としているところ、オンライン記録から、同年8月23日に、その時点で納付可能な14年7月から15年5月までの期間、同年11月から16年3月までの期間及び同年5月から同年6月までの期間の保険料を一括納付していることが確認できる一方、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらず、当該一括納付時点では、制度上、申立期間は時効によ

り保険料を納付できない期間である。

また、平成 16 年末当時、申立人が勤務していた会社から提出された申立人に係る「平成 16 年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」によると、同年中に納付した国民年金保険料として記載されている金額は、オンライン記録により確認できる平成 16 年 8 月 23 日に納付された国民年金保険料額と一致している。

さらに、B 年金事務所が保管する平成 16 年 8 月 23 日にスタンプ領収機により領収した国民年金保険料の「領収（納付受託）控」（以下「スタンプ領収証」という。）を確認したところ、申立人に係るスタンプ領収証に記された納付期間は、前記オンライン記録の納付期間と一致している上、その前後を含めて当該スタンプ領収証の領収番号に欠番は無い。

加えて、申立人及びその母親名義の預金口座に係る取引履歴明細表により、平成 16 年 7 月及び同年 8 月に出入金記録は確認できるが、申立内容を裏付けているとまでは推認し難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、勤めていた会社の退職に伴い、厚生年金保険の被保険者資格を平成2年3月23日に喪失し、その後、同年4月1日付けで高等学校の職員となり、A共済組合に加入したが、死亡した先妻が自身の国民年金の種別変更手続と私の国民年金の加入手続を同年3月に行い、申立期間に係る二人の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間について、先妻だけが国民年金保険料を納付した記録になっているのは納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得・喪失の記録が無く、国民年金の被保険者となった日は平成18年4月1日と記録されている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、及び申立期間に係る申立人の先妻の国民年金保険料の納付記録が確認できる市においても、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続が行われた記録は見当たらず、申立人の国民年金加入が確認できるのは同年4月1日であるとしていることを踏まえると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとする申立人の先妻は、既に死亡しており、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 22 日から 55 年 8 月 16 日まで

私は、高校卒業後、A社に新規採用され、同社B支社管内のC営業所で経理事務を担当し、入社時の基本給は十数万円であった。

申立期間のA社B支社における標準報酬月額は、昭和 48 年 3 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 49 年 7 月までは 6 万円、同年 8 月から 50 年 7 月までは 8 万円、同年 8 月から 52 年 7 月までは 11 万円、同年 8 月から 53 年 9 月までは 12 万 6,000 円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 13 万 4,000 円及び同年 10 月から 55 年 7 月までは 14 万 2,000 円となっているが、それぞれ、13 万 4,000 円、14 万 5,000 円、17 万 4,000 円、23 万 8,000 円、26 万 5,000 円、27 万 8,000 円及び 29 万 7,000 円の給与額があったと記憶している。

年金事務所の記録は著しく低い標準報酬月額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社してから退社するまでの期間に係る同社B支社における標準報酬月額の相違を申し立てており、同社入社時の給与について、「基本給だけでも十数万円あり、総額で 13 万 4,000 円程の金額であった。」と主張している。

しかしながら、申立人と同時期に、高等学校を卒業し、A社に入社後、事務を担当した複数の女性の同僚及び申立人の資格取得時の標準報酬月額は、全員同額（3 万 9,000 円）であることが確認できるところ、当該複数の同僚から聴取した入社時の給与額は、いずれも前述の資格取得時の標準報酬月額とほぼ一致している上、当該複数の同僚は、「入社時の女性事務員の給与額

は勤務地や部署により差は無く、同程度の金額であった。」旨供述している。

また、前述の複数の同僚は、「A社に入社してから退社するまでの期間に係る標準報酬月額と実際の給与額はおおむね一致している。」旨供述しているほか、同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、不自然な点は見当たらない上、同社が加入していたD厚生年金基金における申立人の標準給与はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、中学校を卒業後、A社に入社し、販売を担当した同僚から提出された給与計算書のうち、支払年月の確認できた同計算書の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく同保険料額と一致又は低額であることが確認できる。

加えて、A社本社の現在の人事担当者は、「人事記録や賃金台帳などの当時の資料は確認できない。」と回答しており、申立期間当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 13 日から同年 11 月 13 日まで  
② 昭和 46 年 3 月 22 日から同年 7 月 10 日まで

私は、申立期間にAやBを作っていたC社に勤務していた。同社は、株式会社であったので厚生年金保険に加入してくれていたと思うが、記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、期間の特定はできないものの、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が社会保険事務の担当であったと供述する元事業主の妻は、「正社員であれば、厚生年金保険の加入届出はしていたが、出勤日数が少なく厚生年金保険の加入資格が無い人や、パート勤務者のうち本人の希望により厚生年金保険の加入届出をしない人がいた。」と供述していること、及び申立人がパート勤務者として名前を挙げた同僚の厚生年金保険の記録が見当たらないことを踏まえると、C社では、当時必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、複数の同僚は、いずれも「申立人が正社員であったかどうかは分からない。」旨供述している。

さらに、C社は、昭和 47 年 4 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に解散している上、元事業主及びその妻は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。